

掛川市告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規程に基づき、次のとおり歳入の徴収及び収納事務を委託した。

令和5年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番地12号

2 委託する歳入の徴収及び収納事務

掛川市 電子申請サービスを利用した諸手続に要する手数料等を収納する業務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで